

草津市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項および第7項の規定により定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和2年9月30日

草津市監査委員 岡野 則 男

草津市監査委員 山元 宏 和

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
議会事務局	議事庶務課
総合政策部	職員課
まちづくり協働部	生活安心課
環境経済部	環境政策課 資源循環推進課 くさつエコスタイルプラザ

(2) 監査の時期 令和2年7月1日から令和2年9月10日まで

(3) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、監査の対象となった事務が関係法令等に適合して正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、主として令和元年度分について監査を実施した。実施にあたっては、重点項目を定め、前回監査実施時における指摘事項に対する改善状況の確認をはじめ、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項などを含め、次の着眼点および方法により実施した。

(4) 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象：議事庶務課

重点項目
・議会運営費のうち政務活動費 ・議会運営費のうち議会運営事務費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：職員課

重点項目
・人事管理費のうち給与等管理費 ・超過勤務命令の上限設定等に伴う各制度の運用について
意見・指摘事項
① 超過勤務時間の上限の運用にあたっては、草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第9条の2の2の規定を遵守し、適正に他律的業務または特例業務の指定がされるよう各所属を指導、徹底されるよう指摘する。 ② 平成31年4月から超過勤務時間の上限が制限されたものの、結果として令和元年度の時間外勤務の状況は、年間360時間超は222人(35.4%)、720時間超では59人(9.4%)となっており、さらに1,000時間を超える職員が16人と職員の健康管理、引いては公務能率の維持・増進に大変憂慮すべき事態である。草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第9条の2の2第3項の規定のとおり、早急に要因の整理、分析および検証を行い、適切に対応されるよう意見する。また、実際に時間外勤務命令を発する所属長をはじめ管理職員が実態を理解し、適正な運用ができる仕組みづくりを検討されたい。

●監査対象：生活安心課

重点項目
・市民相談室運営費 ・火葬場等管理運営費のうち火葬場管理運営費 ・準公金の取扱いについて
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：環境政策課

重点項目
・ごみ減量化対策推進費のうちごみ減量化推進費 ・環境対策費のうち自然環境保全啓発推進費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：資源循環推進課

重点項目
・ごみ収集費 ・クリーンセンター管理運営事業費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：くさつエコスタイルプラザ

重点項目
・ごみ減量化対策推進費のうち、ごみ問題を考える草津市民会議活動費補助金 ・環境対策費のうちエネルギー対策費 ・準公金の取扱いについて
意見・指摘事項
特になし

2 財政援助団体等監査

(1) 監査の対象および監査の実施期日

[公の施設の指定管理者]

監査対象団体：特定非営利活動法人 心輪

特定非営利活動法人 熱と光

監査実施期日：令和2年7月9日

(2) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づいて、公の施設の指定管理者として事業の執行が、協定書および仕様書に従って実施されているか、出納事務が適正に行われているかの観点から、主として指定管理者制度を導入した初年度である令和元年度分について、人権政策課所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項から次の着眼点および方法により実施した。

(3) 監査の結果

令和元年度における指定管理事業の執行は、原課および財政援助団体とも概ね

適正に執行されていると認められた。

しかし、市への報告書や経理事務において改善すべき点が認められたので、より適正で有効かつ効率的な事務の執行が行われるよう、指定管理者と市の双方が連絡を密にし、担当課による適切な指示が行えるよう事務の改善が必要である。

なお、軽微な事項については、関係者に口頭により指導し、改善等を求めたので記述は省略する。

●監査対象：特定非営利活動法人 心輪（人権政策課）

施設名
・草津市立新田会館および草津市立新田教育集会所
指定管理の業務範囲
(1) 事業の企画・運営に関する業務 (2) 施設、設備または備品の維持管理に関する業務 (3) 運営管理業務 (4) 施設の使用等に関する業務 (5) その他施設の管理運営業務
意見・指摘事項
<p>【特定非営利活動法人 心輪】</p> <p>① 当初の計画から変更が生じる場合には、事前に市（担当課）と連絡・調整のうえ業務を進められたい。また協議を行った際には記録を残されたい。</p> <p>② 指定管理業務の経費については、法人の他の経費と明確に分離して適切に管理するとともに、当該年度の指定管理業務に必要なとなった経費を適正に算入されたい。また、経理規程を整備し、その手続に基づいて会計事務を適切に処理されたい。さらに、食糧費、旅費の増額については、仕様書の規定を遵守とともに、その執行は、市と事前協議を要する意図を参酌され、支出の根拠や必要性、程度など慎重に検討のうえで執行されることが望まれる。</p> <p>③ 修繕料の執行については、施設の保全、安全な利用に向けて臨機の対応も大切ではあるが、市と十分連携、分担しながら、優先度を的確に判断し、計画的な執行に努められたい。</p> <p>【人権政策課】</p> <p>① 指定管理業務の執行状況について、指定管理者と連携を密にするとともに、毎月の業務報告などを精査、活用して、適時適切な指導により、指定管理業務の適正な執行に努められたい。また、指定管理者から計画の変更につき協議があるときも適切に対応されたい。</p> <p>② 指定管理業務の会計処理に関して、執行状況の確認や履行後の承認などを円滑、適正に行うために、会計処理の基本事項の指導はもちろん、関係規程の整備の指導や支援、また、必要になる書面については例示するなどの標準化や記載方法の説明など一連の事務の適正化に努められたい。また、提出された報告書等を確実に確認す</p>

るため、チェックリストで具体的に「どの項目」で、「何」を「どのように」「どの程度」、仕様書の要求水準を満たしているかを確認できるよう改善されたい。あわせて、食糧費、旅費の執行に関しては、あらかじめ支出のルールを取り決めて双方が確認し、適正な執行が図られるよう指導、助言されたい。

- ③ 修繕料の執行については、指定管理者と十分連携し、優先度を勘案しながら、適切な施設の保全と利用者の安全に配慮しながら適正に執行されたい。なお、見込まれていた修繕料は実際と乖離していると思われるので、次期指定管理に向けて、これまでの修繕実績を勘案した指定管理料の積算となるよう見直しを検討されたい。

●監査対象：特定非営利活動法人 熱と光（人権政策課）

施設名
・草津市立橋岡会館および草津市立橋岡教育集会所
指定管理の業務範囲
(1) 事業の企画・運営に関する業務 (2) 施設、設備または備品の維持管理に関する業務 (3) 運営管理業務 (4) 施設の使用等に関する業務 (5) その他施設の管理運営業務
意見・指摘事項
<p>【特定非営利活動法人 熱と光】</p> <p>① 指定管理者の会計と実績報告書の整合がとれていないもの、特に提案事業について、執行した経費を再確認し、適正に事務処理されたい。</p> <p>② 経理規程や日当を含めた旅費の規程を整備し、旅費等の支給をはじめ会計事務が適正に行われるよう改善されたい。なお、リスク管理の観点から小口現金は用途を限定し、金額を必要最低限とするなど管理ルールを作成するよう検討されたい。</p> <p>③ すでに適合しているものの指定管理業務仕様書に規定する人員体制でない状態があったことは遺憾である。指定管理業務に特筆する支障がなかったとはいえ、協定書および仕様書を遵守し、利用者に最適なサービスを提供するよう努められたい。</p> <p>④ 当初の計画から変更が生じる場合や食糧費、旅費の増額を必要とするときは、事前に市（担当課）と連絡、協議のうえ業務を進められたい。また、協議を行った際には記録を残されたい。なお、食糧費、旅費の執行にあたっては、市と事前協議を要する意図を参酌され、支出の根拠や必要性、程度など慎重に検討のうえで執行されることが望まれる。</p> <p>⑤ 指定管理業務の経費については、法人の他の経費と明確に分離して適切に管理するとともに、それぞれの支出を吟味するとともに適切な科目に仕分けされたい。</p> <p>⑥ 修繕料の執行については、施設の保全、安全な利用に向けて臨機の対応も大切ではあるが、市と十分連携、分担しながら、優先度を的確に判断し、計画的な執行に努められたい。</p>

【人権政策課】

- ① 指定管理者の会計と実績報告書の整合がとれていないもの、特に提案事業について、執行した経費を再審査し、指定管理者を適切に指導のうえ、適正に事務処理されたい。
- ② 指定管理者の経理規程や日当を含めた旅費の規程の整備にあたり、適切に指導、助言を行うとともに、その規程に基づいて旅費等の支給をはじめ会計事務が適正に行われるよう改善されたい。なお、リスク管理の観点から小口現金は用途を限定し、金額を必要最低限とするなどの管理ルールを作成するよう指導、助言されたい。
- ③ すでに適合しているものの指定管理業務仕様書に規定する人員体制でない状態があったことは遺憾である。執行状況を常に把握し、適時適切な指導に努められたい。
- ④ 指定管理業務の執行状況について、指定管理者と連携を密にするとともに、毎月の業務報告などを精査、活用して、適時適切な指導により、指定管理業務の適切な執行に努められたい。なお、指定管理者から計画の変更につき協議があるときも適切に対応されたい。また、食糧費、旅費の執行に関しては、あらかじめ支出のルールを取り決めて双方が確認し、適正な執行が図られるよう指導、助言されたい。
- ⑤ 指定管理業務の会計処理に関して、執行状況の確認や履行後の承認などを円滑、適正に行うために、会計処理の基本事項の指導はもちろん、関係規程の整備の指導や支援、また、必要になる書面については例示するなどの標準化や記載方法の説明など一連の事務の適正化に努められたい。また、提出された報告書等を確実に確認するため、チェックリストで具体的に「どの項目」で、「何」を「どのように」「どの程度」、仕様書の要求水準を満たしているかを確認できるよう改善されたい。
- ⑥ 修繕料の執行については、指定管理者と十分連携し、優先度を勘案しながら、適切な施設の保全と利用者の安全に配慮しながら適正に執行されたい。なお、見込まれていた修繕料は実際と乖離していると思われるので、次期指定管理に向けて、これまでの修繕実績を勘案した指定管理料の積算となるよう見直しを検討されたい。